

うるま市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例

—4月1日からスタート—

市では、「うるま市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」を制定しました。

これは、循環型社会の形成へ向け、廃棄物の減量化と資源化を図ることにより、うるま市の環境美化の推進と健康で豊かな環境を創造するため、従来「うるま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を廃止し、新たに条例を制定したものです。

うるま市は、この新しい条例の施行に伴い次のことを実施します。

- 粗大ごみの有料化
- 有料指定ごみ袋業務が中部北環境施設組合から市へ移管
- 一般廃棄物減量等推進審議会の立ち上げ
- 一般廃棄物処理基本計画の策定
- 共同住宅建築時の事前協議

共同住宅建築時の事前協議

共同住宅（アパート）は、不特定多数の住民が入居するだけにそのごみ置き場については、比較的ゴミが散乱しやすい、周辺の衛生環境の悪化の原因になりやすいことから「うるま市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する

条例施行規則」により4区以上の共同住宅を建築する際には事前に「担当課（環境課）と協議することを定めました。

まず、建築主は、共同住宅を建築する際にあらかじめ一般廃棄物排出方法事前協議書に次の書類を添えて市担当課へ提出しなければなりません。

添付書類

- ・建設場所の見取り図
- ・ごみの排出場所の位置図（家庭ごみ排出場所は青色、事業系ごみ排出場所は黄色）及び敷地内外の収集車両運行道路図
- ・ごみ排出計画書兼協議済書

ゴミは分別が基本ですので、共同住宅の管理者についてもしっかりとその認識をしておくため、事前に協議を図る必要があります。

共同住宅の事前協議は、平成19年7月1日Eから実施します。これから共同住宅を建設する際は、事前に協議をするようお願いいたします。



うるま市環境美化の日及び一斉清掃

6月の第2日曜日は、うるま市環境美化の日です。今年は6月10日に当たります。例年、市職員、住民、事業所、ボランティアのご協力を頂いて不法投棄ごみを撤去しています。今年も例年同様、不法投棄ごみを中心とする環境美化清掃を予定しています。ボランティアを市役所環境課で募っていますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

なお、県では、7月下旬に「ごみのポイ捨て防止公開パトロール」、「ちゅら島環境美化全県一斉清掃」を全市町村で予定しています。観光部門でも「めんそ〜れ沖縄クリーンナップキャンペーン」を7月22日に予定し全市町村に協力を呼びかけることになっています。

本市では、これらの事業をまとめる形で、子ども達が夏休みに入る**7月22日（日）に「市民大清掃」を予定**します。市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

「ちゅら島守り隊」に参加しませんか？

沖縄県では、ごみの散乱を防止し、快適で美しい生活環境の実現を図るため、県内の道路、公園、海岸等の公共の場所において美化活動を行う地域の団体、企業、個人等が集うネットワーク「ちゅら島守り隊」への参加を呼びかけています。

ごみの散乱のない快適で美しい生活環境をつくってほしいという志があれば誰でも参加できます。

問い合わせ又は参加の申込みは、沖縄県環境整備課企画管理班（☎866-2231）か、市役所環境課（☎973-5594）まで。



生ごみ処理機の購入助成については、これまで中部北環境施設組合において実施していましたが、平成19年4月1日から、指定ごみ袋業務の市への移管とともに市が窓口となりました。

助成対象は、市内在住（1年以上）の方で1世帯につき1基、生ごみ処理機購入額の2分の1（上限額3万円）を助成しています。

申請手続きは、予め、購入機種を定めた上で次の書類を添えて市環境課へ提出してください。

- ・住民票（謄本）
- ・税の完納証明書（世帯主のもの）
- ・生ごみ処理機カタログ
- ・申請印